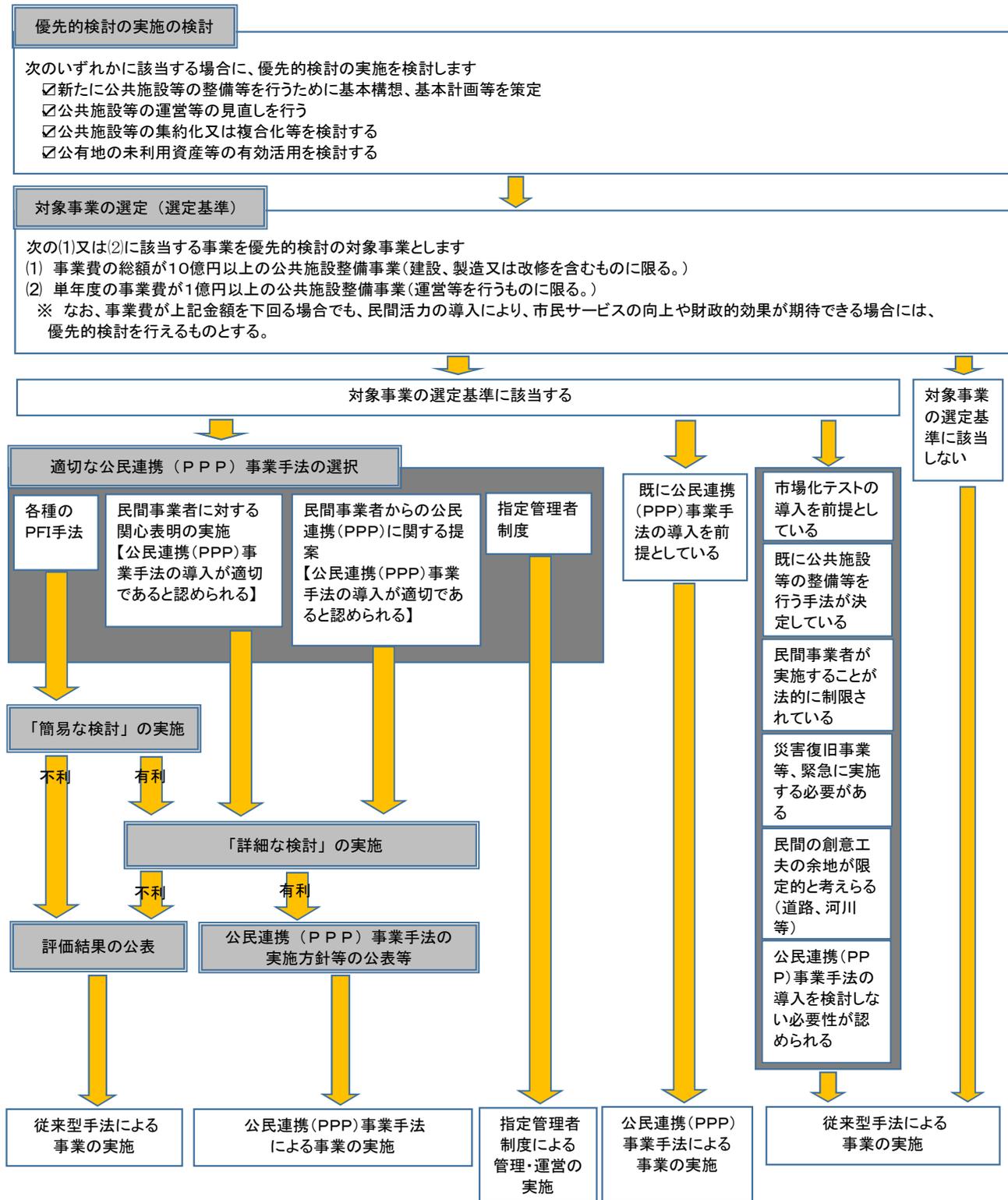


【参考①】 公民連携(PPP)事業手法優先的検討に係る基本フロー



優先的検討の実施の検討

- 次のいずれかに該当する場合に、優先的検討の実施を検討します
- ☑新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定
 - ☑公共施設等の運営等の見直しを行う
 - ☑公共施設等の集約化又は複合化等を検討する
 - ☑公有地の未利用資産等の有効活用を検討する

対象事業の選定 (選定基準)

- 次の(1)又は(2)に該当する事業を優先的検討の対象事業とします
- (1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
 - (2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等を行うものに限る。)
- ※ なお、事業費が上記金額を下回る場合でも、民間活力の導入により、市民サービスの向上や財政的効果が期待できる場合には、優先的検討を行えるものとする。

対象事業の選定基準に該当する

対象事業の選定基準に該当しない

適切な公民連携 PPP 事業手法の選択

- 各種の PFI 手法
- 民間事業者に対する関心表明の実施
【公民連携 PPP 事業手法の導入が適切であると認められる】
- 民間事業者からの公民連携 PPP に関する提案
【公民連携 PPP 事業手法の導入が適切であると認められる】
- 指定管理者制度

「簡易な検討」の実施

不利

有利

「詳細な検討」の実施

不利

有利

評価結果の公表

公民連携 PPP 事業手法の実施方針等の公表等

従来型手法による事業の実施

公民連携 PPP 事業手法による事業の実施

指定管理者制度による管理・運営の実施

公民連携 PPP 事業手法による事業の実施

従来型手法による事業の実施

既に公民連携 PPP 事業手法の導入を前提としている

- 市場化テストの導入を前提としている
- 既に公共施設等の整備等を行う手法が決定している
- 民間事業者が実施することが法的に制限されている
- 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある
- 民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる
(道路、河川等)
- 公民連携 PPP 事業手法の導入を検討しない必要性が認められる